

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

上富良野町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 上富良野町一円

(1) 現況

本地域は、北海道のほぼ中央、富良野盆地の北部に位置し、東に十勝岳連峰、西は夕張山系に囲まれ、総面積 23,710ha を有している。

平坦部では、稲作を中心とした農業生産が進められており、クリーンな米作りとして良質生産米に取り組んでいる。畑作地帯は、麦類、豆類、甜菜、馬鈴薯を中心に、かぼちゃ、スイートコーン等の野菜のほか、近年は、町が収益向上作物として奨励しているミニトマト等の施設園芸作物の作付が伸びている。

これまでの農家戸数や後継者数の推計から、今後においても農家戸数の減少が想定され、離農者等からの農地継承により、農業者一戸当たりの経営面積が増加していくことが見込まれ、農道や農業用排水施設等の適切な保全管理等の適切な保全管理体制を構築することが必要である。

中山間地域においては、平地と比べて生産条件の格差が大きいことから、営農の継続を図るためにこれを補正する取り組みが必要である。

また、豊富な自然環境を保全するため、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することも必要である。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号。以下「法」という。）第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業により、農地や農業用施設、農村環境の保全を促進するとともに、法第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業により、中山間地域の持続的な営農の実現と耕作放棄地の発生防止を図り、法第 3 条第 3 項第 3 号に掲げる事業により、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及を通じて、農業・農村の多面的機能の発揮の促進を図る。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	上富良野町一円	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

促進計画（別紙）

1 対象農用地の基準

（1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内及び地域計画の区域内の農用地であって、1 ha 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 ha 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在し全てが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域：上富良野町全域

イ 対象農用地

（ア）急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上
勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

（イ）緩傾斜農用地（町長の判断によるもの）

a 傾斜 1/100 以上で 1/20 未満の田全てを対象とする。

b 傾斜 8 度以上で 15 度未満の畑、草地及び採草放牧地の全てを対象とする。

ただし、勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

2 集落協定の共通事項

集落協定による共同取組活動を通じて耕作放棄を防止するとの観点から、交付金額のおおむね 1/2 以上が集落の共同取組活動に使用されることが望ましい。

3 対象者

該当なし

4 その他必要な事項

(1) 地目の変更又は土地改良事業等の実施による交付単価は、次のア、イを適用する。

ア 地目の変更により、勾配が区分外となった場合は、令和 11 年度までは変更後の地目の緩傾斜の単価を適用する。

イ 土地改良事業等の実施による勾配の変更

(イ) 集落協定認定年度以降に採択された事業による場合は、令和 7 年度の単価を令和 11 年度まで適用する。

(イ) 集落協定認定年度の前年度以前に採択されている事業による場合は、改善されたほ場で農業生産活動を行う年度から、改善されたほ場の勾配の単価を適用する。ただし、勾配が区分外になった場合は、その地目の緩傾斜の単価を適用する。

(2) 土地改良通年施行等の取り扱いについて

土地改良通年施行に係る農地も対象農地とする。ただし、集落協定に事業の実施が位置づけられ、当該年度内に事業が終了するものとする。

(3) 土地改良通年施行に係る事業の概要

事業名	地区名	主要工事概要	予定工期
農業競争力強化基盤整備事業 (道営農地整備事業)	かみふ富島	区画整理 66ha	R6～R12
農業農村地域防災・減災事業	上富良野	排水路 4,124m	H28～R8